

確定申告・住民税（市・都民税）の申告はお早めに！

【問合せ】〈所得税の確定申告〉 青梅税務署 ☎ 0428・22・3185
 〈住民税（市・都民税）の申告〉 課税課市民税係 ☎ 551・1610

◎所得税（国税）の確定申告の日程・場所等

相談・受付日 (土・日・祝日は 除きます)	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	場所
① 1日(金)～4日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	市役所 第一棟 2階
② 5日(火)～8日(金)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎		
③ 12日(火)～15日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
④ 18日(月)～27日(水)	午前9時～10時30分、午後1時～3時 ※注		◎		
⑤ 28日(木)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
3月 ⑥ 1日(金)～15日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	

※注：午前の年金受給者及び給与所得者の相談は午前11時ごろまで受付しています。

◎住民税（市・都民税）の日程・場所等

【受付日時】 2月1日(金)～3月15日(金)午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）※日・祝日及び土曜日の正午～午後1時を除く
 【場所】 市役所1階4番課税課

〈注意事項〉

- ◆3月に入ると大変混雑します。また、会場の混雑具合により、早めに受付を締め切る場合があります。
- ◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。
- ◆給与・年金所得で確定申告をする方は、①③⑤⑥の相談・受付日を、給与・年金所得以外の所得で確定申告をする方は、②④の相談・受付日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、②④の相談・受付日に収支内訳書等を記入・作成のうえお越しください。
- ◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②④の相談・受付日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。
- ◆医療費控除を申告される方は、必ず「医療費の明細書」（医療を受けた人ご

- とに病院・薬局の領収書を集計し、その合計金額をご記入ください。様式は自由です。）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
- ◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。
 ▽譲渡所得（土地・建物・株式等）や山林所得がある方（提出のみに限り、市の会場でも可能）
 ▽事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
 ▽繰越損失を申告される方
 ▽消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方
- ◆収入がなかった方も、市・都民税の申告をしてください。
- ◆遺族年金受給者は非課税ですが、市・都民税の申告をしてください。
- ◆失業保険は、課税対象外になります。

確定申告、市・都民税の申告にお持ちいただくもの（①～⑤は提出）

- ①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑
- ②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成24年中の収入が明らかになる資料
- ③年金を受給されている方は、厚生労働大臣（日本年金機構）等から送付されている平成24年分公的年金等の源泉徴収票（はがき）
- ④生命保険の払込証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等※医療費控除の方は、「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記入。様式は自由）を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
- ⑤国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書（はがき）
- ⑥社会保険の領収書（平成24年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの）
- ⑦障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書
- ⑧配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの

第9回多摩地域大学合同企業面接会

今春卒業の大学生等を対象として企業20社が採用募集を実施します。

【日時】 2月28日(木)午後1時～4時30分

【場所】 東京しごとセンター多摩（国分寺市南町3-22-10）

【対象】 平成25年3月卒業予定者及び既卒者

【申込み】 2月18日(月)から電話で（公社）学術・文化・産業ネットワーク多摩（担当・米田）☎ 540・4718へ。（先着予約制）※面接希望の企業をネットワーク多摩のホームページ [http://nw-tama.jp] で確認後、電話でお申し込みください。



住民税（市・都民税）及び所得税の主な変更について

平成25年度（平成24年分）から次のとおり変更されます。

【生命保険料控除が変わります】

平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等（新契約）と平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）によって計算が変わります。

- ①平成24年度（平成23年分）までの「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の2区分から、平成25年度（平成24年分）は、「一般生命保険料控除」、「介

護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」の3区分となります。

- ②それぞれの保険料控除の上限額が住民税で各2.8万円、合計の上限額7万円、（所得税で各4万円、合計の上限額12万円）となりました。

【退職所得の計算が変わります】

平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等から次の点が変わります。

- ①10%税額控除が廃止
- ②勤務年数5年以下の法人役員等の退職所得金額の2分の1の軽減措置廃止

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610